

白山国立公園における協働型管理体制の実態と課題 - 総合型協議会に着目して -

○馬場 淳輝・土屋 俊幸（東農工大院農）

はじめに

近年、保護地域においてガバナンスの質を高める重要性が指摘されている。日本の代表的な保護地域である国立公園は、諸外国に比べ「弱い地域制」であり（田中，2012），管理は環境省の他，多様な関係者の関与により実施されている現状がある。国立公園においてもガバナンスの質を上げていくためには，地域に根差して活動する地域の関係者の積極的な関与が課題と言える。また，2014年の「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」にて，総合型協議会の設置が提言される等，政策的に地域の事情を踏まえながら，先進事例を蓄積している段階であるが，総合型協議会の設置事例は限られている。以上より，地域の関係者の関与に着目しながら，先進事例の実態を明らかにすることは，研究面からも今後の蓄積が重要であると考えられる。

研究目的と調査手法

本研究は，地域の関係者の積極的な関与が予想される白山国立公園を調査地とし，総合型協議会と想定される環白山保護利用管理協会（以下，環白山協会）に着目し，その実態を把握することで，地域の関係者が中心となっている総合型協議会の課題や今後のあり方について考察することを目的とする。調査手法として，関係者17名への聞き取り調査と，参与観察を2回実施した。

結果と考察

環白山協会は官民間問わず様々な立場の関係者が話し合う場を作ることを目的に，当時の自然保護官が中心となって2007年に設立された。地域との関わりを重視した仕組みづくりが意識され，多くの民間団体が参加し，事務局や企画実行会議の構成員を地域の関係者が担っている。設立準備段階ではビジョンが作成され，広域での連携が見られていたものの，設立後は事務局体制が安定しなかったこともあり，継続的な活動は限られており，課題について話し合う場にはなっていない。また，参加団体からは活動方針が見えにくいとの認識もみられる。以上より，環白山協会は総合型協議会としての枠組みはあるものの，その機能を十分果たせていない現状がある。地域の関係者が主体となり総合型協議会を継続的に運営していくためには，自主財源の確保，事務局をサポートする仕組みづくり，ビジョンを具体化した活動方針の作成が必要だと考えられる。

引用文献

(1) 田中俊徳「『弱い地域制』としての日本の国立公園制度 - 行政部門における資源と権限の国際比較 -」『新世代法政策学研究』Vol.17, 2012年, 369~402頁

(連絡先：馬場 淳輝 tampsx.12@gmail.com)

関係者による自然資源ガバナンスの評価 ：レブンアツモリソウ保全を事例として

森林総合研究所北海道支所 八巻一成

はじめに

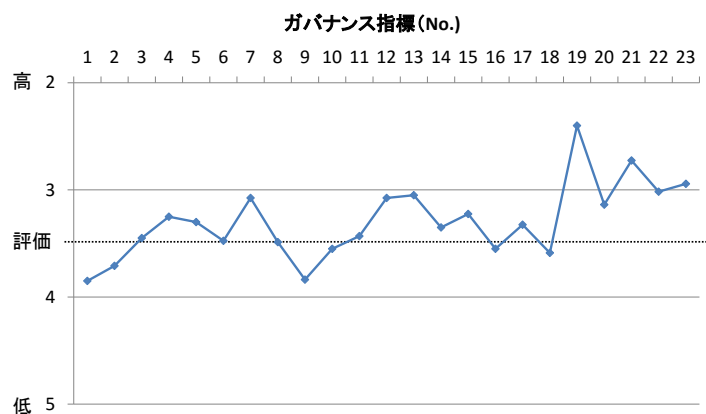
自然資源を適切に保全しつつ持続的な利用を実現していくためには、より良いガバナンスの構築が重要である。そのためには、ガバナンスの現状や課題を的確に把握し、課題の解決とガバナンスのさらなる向上のためのあるべき方向性を明らかにしていく必要がある。しかし、そうした試みはまだ端緒にすぎたばかりである。本研究は、礼文島のみで生息する絶滅危惧種であるとともに、島の重要な観光資源ともなっているレブンアツモリソウを事例として、その保全に関わっている関係者を対象にガバナンスの評価を行い、今後のあり方を検討した。

研究方法

これまで、良いガバナンスに求められる原則に関する検討がいくつか行われてきている。そこで、これらの成果を踏まえながら、レブンアツモリソウ保全を対象としたガバナンスを評価するための指標として、40 指標を作成した。つぎに、事前調査にもとづいて保全活動に中心的に関わっている関係者を把握し、それらの関係者へ調査票を配布し、ガバナンスの現状について作成した指標を用いて 1 点（良い）～6 点（悪い）で評価してもらった。調査は 2013 年 3 月に実施し、40 人から回答を得た（礼文町 10、環境省 4、林野庁 6、北海道 2、監視員 5、学識経験者 6、その他 7）。そして、回収された調査票を集計し分析を行った。

結果と考察

類似した評価項目を統合し指標の縮約を行うため、類似項目の評価結果について相関係数およびクロンバッハの α 係数を算出し、23 指標に統合した。そして、集約した指標を用いて、平均値を求めた（図）。その結果、制度やルールを守ろうとする意識（No. 19）が最も



評価が高く、取り組み全体に対する評価（No. 21）がそれに続いていた。一方、財政的な裏付け（No. 1）に対する評価は最も低く、取り組みに関心を持っている人が広く参加できる場（No. 9）がそれに続いていた。以上のことから、制度やルール順守の意識が全体的に浸透しており、取り組み全体の評価も比較的良好であると考えられた。一方、財政的な安定性や参加の場の確保が今後の課題であると考えられた。このほか発表では、被験者の属性による評価の違い等についても検討する予定である。

（連絡先 : yamaki@ffpri.affrc.go.jp）

アディロンダック州立公園における協働型管理

○土屋 俊幸・宮坂 隆文（東農工大院農）

はじめに

周知のように、近年、日本においても保護地域における協働型管理が大きな政策課題となり、2015年に環境省は自然環境局長通知として「国立公園における協働型管理運営の推進に向けた方針」を発出し、各国立公園に総合型協議会を設置し、管理運営計画を策定する施策を公式に開始した。しかし、国内における、自然公園の協働型管理の事例は限られており、海外も含めた広い視野から、これまでの経験を収集・整理し、それぞれの地域に合った協働型管理のあり方を提案していくことが重要である。土屋(1)は、日本と同様に、統合的な土地利用計画制度が整備されておらず、土地利用規制が弱いアメリカ合衆国の事例を参考にすべきとの考えから、同国内の二つの地域制自然公園、ニューヨーク州立アディロンダック公園とケープコッド国立海岸公園を取り上げ、その比較検討を行った。今回の報告は、前報告を受け、現地における聞き取り調査をもとに、アディロンダック州立公園における協働型管理の実態を報告することを目的とする。

公園における協働型管理体制

本公園は、アメリカ合衆国の東海岸・ニューヨーク州の北端、五大湖近隣の山地帯（アディロンダック山地）に位置する237万haに及ぶ広大な地域制自然公園である。公園面積の43%は州有林、6%は約3000の湖沼に代表される内水面で、残りの51%の私有地では、林業、農業、観光業をはじめとした諸産業が営まれており、約13万人の住民が12郡103町で生活している。

1885年、ニューヨーク州が、同山地の約28万haの州有地を保護林に指定し、1892年に周囲の私有林を含めた113万haの土地を地域制の州立公園に指定して同公園が誕生した。その後、1971年、州の機関としてアディロンダック公園庁が設立され、1973年以降、公園庁が州有林・私有地の双方の計画策定権限を持つことになった。公園庁における意志決定は、8名の住民（5名は公園内住民）と3つの関連州機関の長の計11名で構成される公園庁理事会で行われる。

特徴と課題

本公園で特徴的な協働としては、3つのレベルの異なる協働が見られた。一つは、公園庁と州有林を管理する州環境保全局との州機関とおしの協働、二つ目は、100以上にのぼる公園内の自治体（町）との協働、三つ目は公園管理に関与する様々な市民団体との協働である。これら3つの協働を核とした本公園の公園管理の到達点と課題について報告する。

引用文献

- (1) 土屋俊幸「我々にとって国立公園とは何なのか？—地域制自然公園の意義と可能性—」、『林業経済研究』Vol. 60(2), 1-12頁, 2014年
(連絡先：土屋 俊幸 toshit@cc.tuat.ac.jp)

屋久島・縄文杉登山ルートにおける利用者の行動と混雑感

○新井愛那（鹿大院農）・枚田邦宏・奥山洋一郎

研究の背景と目的

近年、屋久島・山岳地域の利用者は急激に増加しており、それに伴い尿尿処理問題、踏圧による裸地化の進行などの物理的な問題や、混雑状況による原生的な雰囲気損失などの心理的な問題が生じている。これらの問題に対し、登山道の整備やトイレの増設など物理的な問題に対する様々な対策が取られてきたが、心理的な問題に対する対策は進んでいない。しかし、心理的な問題を引き起こす混雑（感）は利用者の満足度の低下のみでなく、その地域の観光の質の低下も引き起こすと考えられているため、観光業が島の経済の中心となっている屋久島では、島の経済へも影響が出ることが予想される。そのため、今後も山岳地域を利用した観光を維持継続していくためには、利用者の満足度と混雑感の関係を明らかにし、今後の観光利用の在り方を考える必要がある。

そこで本研究では、現在の利用状況及び利用者属性の把握を行った上で、混雑感と利用目的に対する利用者の満足度（以下、満足度）の関係を明らかにした。

調査方法

屋久島・山岳地域の中で最も利用者が集中している縄文杉登山ルートの利用者を対象とし、平成26年10月24日～10月27日、10月31日～11月2日、平成27年5月1日～4日の計11日間、荒川登山口においてアンケート調査を行った。アンケート調査期間の総利用者数は4,360人、内1,154人から回答を得た。

結果と考察

一般的に混雑が生じ、利用者が混雑感を感じると満足度は低下すると考えられている。しかし、年内で利用の集中がピークとなるGW（1日当たり約800人以下の利用状況下）でも利用者数の増加に伴い、利用者の混雑感は増し、実際の利用状況も混雑しているがそれによる満足度の低下は見られなかった。さらに、利用目的の違いで、混雑による満足度への影響の差が現れることもなかった。今回の調査結果で、混雑によって満足度が低下しなかった要因には①山岳ガイドの影響、②利用者への情報提供による影響、③利用者の行動による影響の3つが考えられた。そのため、今後は3つの要因に関して調査を行っていく必要がある。

引用文献

(1) 愛甲哲也「山岳性国立公園における利用者の混雑感評価と収容力に関する研究」『北大農研邦文紀要』25(1), 2003年, 61～114頁

(連絡先 新井愛那 arainana7@gmail.com)

中国の自然保護区管理における森林管理制度の現状と課題 —江蘇省における3つの自然保護区の事例調査—

○劉君（九大院・地球社会）・百村帝彦（九大・熱農）

はじめに

1956年10月に広東省設けられた鼎湖山自然保護区が、中国における自然保護区第1号である。その後中国では、自然保護区や国家森林公园等の設置が進められ、これに対応する法制度も整備された。自然保護区は関連する法制度が重複している場合があり、保護と利用の関係が曖昧になってきた。自然保護区の管理に関する包括的な法制度は「自然保護区管理条例」であるが、法律ではなく行為規制が厳しくないため、違反している事例が多い。また自然保護区は、従来からあった国有林場の管理制度を引き継いでいるものが多いとされるが、この制度には自然資源の保護や観光産業に関する管理は想定されていない。近年、自然保護区において、自然生態系保護と地域振興が同時に追求されており、「保護と利用」の相反という問題も生じてきた。

目的と方法

本研究の目的は、国有林場を基にして設置された自然保護区における管理部門の業務と役割に関する課題を、事例研究をもとに明らかにすることである。研究対象地は、中国・江蘇省の無錫市宜興龍池山自然保護区、塩城市大豊シフゾウ自然保護区、淮安市盱眙県鉄山寺自然保護区とした。研究方法は、まず中国の自然保護区関連法制度・資料、対象自然保護区に関する資料の収集と文献レビューを実施した。また、自然保護区の管理責任者より聞き取り調査を行い、これらデータを分析した。

結果と考察

3つの研究対象地は国有林場を基にして設置された自然保護区である。龍池山自然保護区には4つの管理機関があるが、資源の利用、保護管理について管理機関間で調整、交流を行っておらず、各管理機関の上級管理機関も複雑になっている。鉄山寺自然保護区では、主要な管理機関は古城国有林場管理委員会であったが、1998年には保護区と同じ場所に、鉄山寺国家森林公园が設置された。古城国有林場管理委員会が林木を管理する一方で、鉄山寺国家森林公园管理会は自然保護区内の観光開発を担当している。近年は観光開発としての運用が主なものとなっており、自然保護区は有名無実の現状に置かれている。シフゾウ自然保護区にはシフゾウ自然保護区管理会有るが、自然保護区に生息するシフゾウと林木を管理しているだけでなく、中華シフゾウ園として観光管理も行っている。管理会上級管理機関は3つがあるが、各自の上級管理機関間で交流や連絡を行っておらず、自然保護区における実質的な管理業務を干渉していない。保護区管理会有補助金を新たな観光施設に重点的に使っている。

事例調査より、法律の不足と関連管理制度の重複採用のため、過度な観光開発に対して法的拘束力が弱いことを示している。複数の管理機関が同時に存在し、行政管理と業務管理が分離されている。また国有林場の経費不足と自然保護区の補助金の転用は、森林公园の観光事業を促進しており、対象事例が自然保護の側面を軽視している状況を明らかにしたといえる。今後は観光事業を制御しつつ、自然保護区の管理を有効にできる法制度が必要ではないかと考える。

（連絡先：劉君 liujunkitty@yahoo.co.jp）

中国における都市緑化現状と住民参加に関する考察 —北京市を中心に—

○王 昭文(九大生資環)、佐藤 宣子(九大院農)

はじめに

近年、経済成長が著しい中国の主要都市では空前の緑化ブームとなり、2015年までに北京市の緑地率は45.3%になった。

中国では1981年から全土的に「全民義務植樹運動」を展開したが、平野(2002)が指摘するように、中国の緑化は「大衆動員」型の緑化であり、「大衆動員」から「自発的参加」への転換が課題であった。さらに、植林は成功してもその後の管理が不十分な状況が問題となった。都市緑化においても、緑化後の管理をいかに継続的に行うかが課題となっている。

そうした中、2000年から、主要都市を対象に「樹木認養」という政策が開始された。しかし、住民参加を促す政策として注目される「樹木認養」についての研究がすくないのが現状である。そこで、本報告では、都市緑化活動を積極的に展開している北京市を事例として、「樹木認養」の展開過程、法政策、認養方式、認養者の権利などについて明らかにする。

調査方法

文献調査と行政資料の収集、公園地内の認養樹木の実態調査を行い、担当者の対面調査(元土城公園の担当者および北京市緑化広報宣伝の担当者)を実施した。

結果と考察

1998年、北京市は緑化条例を制定し、緑化システムの体系と2010年までの利用別緑化面積計画を決定した。2011年に発表した中国全国緑化基本原則に社会協力が加えられたのを受けて、北京市は2011年から2020年までの次期計画で、市民たちの義務植樹と緑地保護の計画を策定し、樹木認養の拡大も掲げられた。

樹木認養とは自分の意志で、樹木と緑地を特定し、その管理労働または管理費を市民や企業が負担するというしくみである。北京市では、2000年「樹木認養」が開始されたが、2008年から本格化し、近年認養件数が増加し、市民に緑化をアピールしている(田、2009)。現在46ヶ所の認養拠点がある。対象は個人、家族、企業である。個人や家族の参加動機は両親が樹木の成長と共に子供の成長を感じるためというのが多い。企業は企業宣伝の目的で参加する。専門知識を有する認養者は自ら管理することができるが、通常では委託管理である。料金は樹木の品種によって異なり、常緑高木は50元/年、落葉高木は30元/年である。古木は保全するコストが高いため、認養の料金は1株あたり1000~5000元/年である。期間は一年である。認養者は主に監督権があり、草刈り、土かきもできるが、剪定、農薬を播く権利は持たない。

調査地の北京市元土城公園の面積は46.8ha、認養された緑地面積は1.8ha、認養樹木本数は361本であった。同公園は、北京市で初めての「自発的参加」型緑化を導入した公園であるが、全体の公園樹木に対する認養比率は限定的である。また、認養者への特典が少なく、認養代金は認養樹木の管理費に限定されたものか、その用途が不透明だという問題がある。

参考文献

- (1) 平野悠一郎(2002)「現代中国における緑化活動の展開と住民参加の性格に関する考察」
北海道大学演習林研究報告 第59巻第2号 p.67-98
- (2) 田新程(2009)「让认养林木绿地成为新时尚」中国林业 2009.4B p.12-14

(連絡先:王 昭文 crystalinfukuoka@yahoo.co.jp)

中国における森林の集団所有権制度の変容とその改革のゆくえ

○呉 晨陽（東大院）

研究の背景

社会主義国である中国において「改革開放」政策（1978年～）に沿い、公的所有であった林地の利用権・林木の所有権は徐々に私有化されてきた。さらに2008年に、政府は森林の集団所有権改革を打ち出した。すなわち、土地国有・集団所有を維持しながら、請負という形式を通じて私有経営による林業の市場競争機能を発揮させる施策である。しかし、用益物権に位置づけられた「請負経営権」はどのように市場因子の経済的優位性を発揮しつつ農民の利益を外部に流出させないようにするのか、また、森林の公益的機能を維持できるのか、という疑問が生じる。

研究内容と結果

本研究はまず、改革開放から現在まで四段階で中国南方林権の歴史的変化を考察した。それを踏まえ、南京市浦口区における森林の集団所有権改革を事例としてその内実を調査・分析した。行政資料と聞き取り調査により、造林面積は2008年より8割以上上昇していることと、行政が設計した改革の構想や計画は高く評価できる。計画の一部をなす「株式合作経営」方式は、集団所有林の請負経営権を株化して農民に分配し、農民はこの株を集約し「農民專業合作社」を設立する政策手法である。浦口区の集団所有林の経営は零細だった（0.03ha/人）が、株の集約により合作社の平均経営規模は154haまで拡大され、農民の所得は2008～2011年にかけて11%向上した。2013年度全区の林業GDPは0.89億元に達しており、前年度と比べて8.3%上昇していた。しかし、この手法が実施されたのは、浦口区の集団所有林面積の24.2%（陸ら（2014））にすぎず、それ以外の経営形態では所得が微増するにとどまっている。

考察

上記の結果に基づき、中国の持続可能な森林経営を実現するためには、中国における協同組合である農民專業合作社を発展させる促進策が必要であると考えられる。

具体的には、林業に特化した林業專業合作社を設立させる際に、域外の企業と域内にいる農民世帯をともに加入させる誘導策と、域外の個人・法人からの、中小農家の請負経営権に対する買収行為を制限する政策を講じる必要があると考える。また、日本の「森林法」、「森林組合法」等の法律及び森林組合制度の歴史的な変遷についての分析により、「農民專業合作社法」に準ずる林業專業合作社では、法律上日本の森林組合の性格を与えることにより、農民の利益をより確保できると考える。

今後は、追加調査により以上の考察の正当性を補完するとともに、中国における森林に関する所有関係の変化が持続可能な森林経営に与えた影響の解明を目指したい。

（連絡先：呉 晨陽 chenyang@fr.a.u-tokyo.ac.jp）

森林総合監理士（日本型フォレスター）と市町村との関わり ～市町村担当者へのアンケート調査に基づいて～

○大石 卓史（近畿大）・田村 典江（自然産業研）・小原 文悟（公有林野全国協）
・枚田 邦宏（鹿児島大）・大南 絢一（自然産業研）・大川 智船（自然産業研）

はじめに

日本型フォレスターは地域の森林・林業の牽引者となることが期待される人材である。日本型フォレスターの認定制度が平成 25 年度より開始され（林業普及指導員資格試験に新設された資格試験区分「地域森林総合監理」試験の合格者のうち、登録をした者を森林総合監理士（フォレスター）として認定）、地域での実践的な活動も行われてきている。これらの活動をより効果的なものとするため、森林総合監理士（日本型フォレスター）とその主たる連携・支援対象の 1 つである市町村との関わりを明らかにし、あわせて今後の展望について考察を行うことを目的とする。

調査方法

平成 26 年 11 月～12 月にかけて、市町村森林整備計画を樹立している市町村（計 1,615 件）を対象に郵送方式のアンケート調査を実施し、873 件から回答結果を回収した（回収率：54.1%）。主な質問項目は、市町村林務行政の現状、市町村森林整備計画の策定・運用の状況、各種林業人材の認知とその連携状況等である。なお、このアンケート調査は、「平成 26 年度森林総合監理士等育成対策事業のうち森林・林業人材育成対策調査事業（林野庁委託事業）」を受託した株式会社自然産業研究所が公有林野全国協議会と共同で実施したものである。

結果と考察

市町村の林務行政の体制は一部のケースを除いて十分な整備がなされていないこと、フォレスターという名称・役割の認知は 7 割弱と一定水準にあるものの、実際に自らの市町村を担当しているフォレスターの認知は 4 割弱と過半に満たない水準であることが明らかになった。また、共分散構造分析による分析を行ったところ、フォレスターの認知が高い市町村ほど、あるいは林務体制が充実していない市町村ほど、フォレスターへの期待が高まる傾向にあることが明らかになった。

森林施業プランナー等の関連する林業人材を含め、今後は林業人材の認知度の向上ならびに市町村との効果的な連携方策の検討・実践が期待される。

引用文献

- (1) 株式会社自然産業研究所『平成 26 年度森林総合監理士等育成対策事業のうち森林・林業人材育成対策調査事業 報告書』2015 年

（連絡先：大石 卓史 oishi@nara.kindai.ac.jp）

人材育成事業と政策効果発現の間 ：提案型集約化施策のための森林施業プランナー研修を事例として

○相川 高信・柿澤宏昭（北海道大学大学院）

背景と目的

近年の日本の森林・林業政策の中では、各種の政策を進めるための人材育成が重要なテーマの一つになっている。人材育成政策は、主に研修事業と資格制度の構築・運用によって行われているが、企業内の研修についての実証的な研究から、研修の効果は一般的に「中程度の効果量」しかないことが知られている。研修の中で学んだ知識やスキルを実際の仕事に役立てる「転移」は容易ではなく、組織内の様々な要因からの影響を受けるからである。したがって、人材育成を通じて政策実現を図る場合には、「転移」が起こるように研修プログラムを工夫するとともに、組織内でのプロセスに注目することが不可欠である。

そこで本研究では、2006年度から始まった森林施業プランナー研修を事例に、政策の実現手段としての人材育成事業の有効性と限界を考察することを目的とする。そのため第一に、プランナー研修の内容を整理し、政策目的と研修の関係を整理・分析した上で、集約化推進政策の手段としての研修プログラムの評価を行う。そのため、2014年1月に全国森林組合連合会が実施した、2007年度から11年度までの研修参加者へのアンケート結果を分析した。

第二に、転移を阻害、もしくは促進する組織内外の要因を探索するために、集約化がよく進展している事例（多野東部森林組合、三次地方森林組合）の転移プロセスの分析を行った。

結果と考察

2006年度から始まったプランナー研修は、人工林資源の成熟を背景とした利用間伐への転換を図るために集約化施策を推進することを目的とし、研修プログラムは組織に戻ってからの実践を求めるものになっていた。2010年度以降は、森林・林業再生プランを契機として人材育成そのものが政策目的となり、研修は、2012年度より始まったプランナー認定のための試験対策的な意味合いが強くなっていた。

アンケートにより把握した事業実施実績データから、ある程度集約化が実践され、転移が進んでいることも明らかになった。自己評価であるが、研修の理解度は総じて高く、理解度が高い方が集約化が進んでいる傾向があった。集約化が進んだ理由は「研修に参加したこと」に加え、「経営管理者の決断」という組織的な要因が大きく関係していた。

優良事例の転移プロセスにおいては、組織が置かれた事業環境の文脈に沿った研修内容の主体的な理解や、組織内部での共有化が行われており、組織内外の資源を調達できるプランナーの「社内起業家」としての役割の重要性が明らかになった。

以上のことから、人材育成を通じて政策実現を図る場合には、その間にある組織に注目した研修事業の設計の必要性が指摘できた。また、研修事業を通じて、集約化の推進という政策目標はある程度達成されたと言えるが、比較的短期間で変化する政策目的に対して、研修プログラムを対応させていくことには、困難を伴う場合があることも明らかになった。

（連絡先：相川高信 aichu124@gmail.com）

OJT 指導者育成の課題と県単事業による取り組み

○川崎章恵（九大院農）・興枳克久（筑大生環）

はじめに

近年、林野庁による「緑の雇用」事業をはじめとする新規就業者の確保・育成施策の後押しもあり、新規就業者数は1年間に3千人前後で推移している。その中で、定着率の向上、短期間での技術の習得が課題となる。「緑の雇用」事業による研修は、座学や実技のレクチャーを行う集合研修（Off-JT）と雇用されている事業体の事業地で行われるOJTにより構成され、就業1年目研修（FW1）では約35日間の集合研修と約180日間のOJTにより基礎知識や技術を習得することになる。長期にわたるOJT研修期間にいかに関熟度を上げられるかが、新規就業者育成の課題であり、林野庁による「緑の雇用」事業とは別にOJT指導者育成研修を実施するケースもみられる。本研究では、県単独で実施されているOJT指導者育成研修の実態を明らかにすることを目的とする。

調査方法

2014年時点で都道府県単独でOJT指導者育成研修の実施が確認された熊本県、広島県、長崎県、鳥取県のうち複数年における事業実績がある熊本県および広島県において2014年7月～11月にかけて、事業実施機関への対面調査および研修の参与観察を行った。

結果と考察

熊本県では、林野庁「緑の雇用」事業第1期期間（2003年度～）に熊本県林業従事者育成基金に主に森林組合以外を対象とした「熊本県緑の雇用担い手育成対策事業」を実施しており、2006年度の「緑の雇用」事業ルール変更の際に「熊本県緑の雇用担い手育成対策事業」を終了し、OJT「講師養成研修」を開始した。当初は15日間で実施していたが2014年度は6日間に短縮された。研修受講者は87名（2014年度時点）になる。広島県では、森林・林業人材育成加速化事業（林野庁）を利用して2012年度より12日間の「現場指導者育成研修」を実施している。研修受講者は3年間で41名になる。

両県の研修で共通して、より良いコミュニケーションの取り方、林業技術を言葉で伝える方法、労働安全の確保などをテーマにした研修プログラムを提供している。受講者は林業経験3年目から30年を超えるものと幅広く、中には事業体経営者の受講もある。課題として、事業体にとって主戦力の従業員を複数日研修に派遣することの難しさ（受講者の確保）、実施機関として予算確保の不安定さ（広島県）などがあげられた。

参考文献

興枳克久編著「『緑の雇用』のすべて」日本林業調査会、2015年

（連絡先：川崎章恵 kerria-a@agr.kyushu-u.ac.jp）

市町村林務行政をどう支えるか —鹿児島県におけるNPOによる研修の事例から—

○田村典江（(株)自然産業研）・枚田邦宏（鹿大農）

背景と課題

平成22年に策定された「森林・林業再生プラン」と、それを受けて平成23年に改正された森林基本計画では、市町村森林整備計画が地域森林のマスタープランであることが強調され、収穫期に入った日本の森林の将来像については、市町村が地域の森林構想を検討し、市町村森林整備計画をツールとして実現するという方向性が示されている。それに先だって平成10年の森林法改正により、市町村森林整備計画の策定権限は都道府県知事から市町村長に委譲されたことともあわせ、市町村は森林整備の中核的な存在として位置づけられているといえる。

このような制度的枠組みの変化は地方分権の大きな流れと一致しており、地域住民が地域の森林像を自ら決定できるという観点からも地方自治に重きをおいた改正とみることができる。しかしながら実際に実務を担う市町村行政機構や職員には、このような変化への対応に戸惑いや困難を感じることもあることが示されている。

受け皿が十分でない一方で権限や期待が集まりつつある市町村を、誰がどのように支えていくかは、今後の森林行政の枠組みを考える中で重要なテーマである。都道府県や国は市町村職員向けの研修を実施しているほか、森林総合監理士が職務として市町村の指導支援を行うこととされているが、このような公的な仕組みに加えて、自発的な活動として市町村職員向けの研修を実施しているNPOが鹿児島県にある。そこでこのNPOの取組を紹介するとともに、その意義について考察を行う。

結果と考察

NPO法人森と木の研究所は平成24年に設立されたNPOである。設立の中心は元鹿児島県林務職員だが、そのほか製材業、造園業、建築事務所等を営む者がメンバーとなっている。主たる設立者である県職員OBは、在職当時より、県内市町村で林務専門職員が縮減される傾向を体感して危機感を覚え、市町村職員向けの林業に関する研修を実施する団体としてNPOを立ち上げた。

4年前から春に2日間、秋に2日間の研修を実施している。講師はNPOメンバーに加え、県庁や大学等を招聘している。現在、参加者から受講料は徴収せず、協賛と自己負担により経費を賄っている。県内で認知度が向上し、参加者の確保は容易になっている。

森と木の研究所による研修は、公的枠組みを補完する存在といえ、鹿児島県および県内市町村からも受容されている。研修企画作成の重点が、林務行政に限るのではなく、森林林業の全般にわたることは特徴的である。これは、林業を網羅的に知ること、林業による地域振興への熱意を持たせたいという企画者の意図によるものであるが、既存の研修枠組みにおいてこの観点が抜け落ちていることは課題といえるだろう。同時に、専門職員ではないが農山村部の住民である市町村職員にとって生業としての林業が遠くなってしまっていることをも示唆しているといえる。

（連絡先：田村典江 tamura@ri-nc.co.jp）

樹林地を活用した有機園芸農家の経営構造 —タイ東北部マハーサーラカム県の事例—

○橋本 沙優(鳥大院連農)・小池 浩一郎(鳥大生資)

はじめに

タイでは、1980年代まで木材生産や農地拡大のための森林伐採が盛んに行われたが、農地転用後は、商品作物栽培による土壌肥沃度や土地生産性の低下、集荷業者に対する農民の負債の増大などが問題視されている。1990年代より、タイ政府は土壌保全や土壌浸食の防止と地域住民の現金収入を両立させる持続的な複合農業を推奨しており、近年農村内部では、樹園地および樹林地を生かした自給的な複合農業（新理論農業）を導入する動きがみられる。2000年代には、農産物の新たな販路開拓と集落内の資金循環を目指して朝市の開催も始まり、各地区で農産物販売グループやネットワークの設置も行われた。本研究では、無農薬農産物販売グループに所属する複合経営農家において、商品作物栽培農家との比較により、樹園地活用の有益性および経営実態を明らかにする。

調査方法

タイ東北部に位置するマハーサーラカム県で、2014年1月、2015年2～3月に、商品作物栽培のみを実施している農家2世帯および、無農薬農産物販売グループの所属農家9世帯のうち、農業従事者2人かつ主業農家である6世帯に対して、聞き取り調査を行った。調査対象農家8世帯を農業形態に応じて、自給的な複合農業のみ行っている農家3世帯を複合農家グループ、自給的な複合農業と商品作物栽培を行っている農家3世帯を複合農業兼商品作物グループ、商品作物栽培のみ行っている農家2世帯を商品作物グループとした。

結果と考察

複合農業グループと複合農業兼商品作物グループの調査対象農家では、渇水緩和対策として、農業協同組合省農地改革局の農地改革地区総合農業開発事業の援助により農場内にため池を複数造成し、農業用水や干ばつの際の予備水として貯水していた。ため池導入から平均して2年後に、農場の気候緩和や生活物資の供給を目的として農場内に樹園地の造成を行い、乾季における樹園地の維持や畑作地での農作物栽培を可能にするために、小出力動力ポンプによる小規模灌水システムも導入されていた。複合農業グループの農場では、年間使用水量の約80%が樹園地で使用され、樹園地における植栽樹種数も平均70種と多く、土壌保全対策として有機バイオ肥料やもみがらなどの自家製肥料も多く使用していた。一方、複合農業兼商品作物グループでは、年間使用水量の約70%～90%が天水田や畑地に使用されており、樹園地では平均40種の植木が植栽されていた。また、複合農業グループと複合農業兼商品作物グループは、商品作物グループに比べ、ため池と樹園地の有機的連関により、年間を通じて労働集約的農業が行われており、市場価格にも左右されないため、安定した経営が可能であると示唆される。

(連絡先：橋本 沙優 sayu0102@gmail.co.jp)

農山村における地域通貨の取り組みの実態 —宮城県登米市の地域通貨ポーションを事例に—

○高野涼(岩大院農)・伊藤幸男(岩大農)

はじめに

我が国では、2000 年前後から地域経済の活性化やコミュニティの構築を目的としていくつかの地域で地域通貨の取り組みが行われてきた。一方で農山村等の既存のコミュニティが強い地域では、地域通貨が十分に使われないという報告もある(湖中、2005)。そこで本報告では、農山村における地域通貨の取り組みの実態を明らかにすることを課題とし、宮城県登米市の事例を取り上げる。具体的には、地域通貨の会員に聞き取り調査を行い、なぜ地域通貨に参加する人々がいるのか、どのような認識を持つ人々が地域通貨に参加しているのかを明らかにした。

結果と考察

登米市で取り組まれている地域通貨ポーションは 2001 年より開始し、会員数は現在 60 名である。登米市以外に近隣の市町村にも会員がおり、地縁血縁といった従来のコミュニティの枠組みにとらわれていない点が特徴である。会員の職種は薬局、農家、靴屋、飲食店、生産森林組合職員、経営コンサルタント、時計店、雑貨店、電気店など多岐にわたっている。

聞き取りの結果、会員は経済や貨幣、人とのつながりに対する独自の価値観を持っていることがわかった。具体的には、「お金は本来は交換の道具であり、実際に価値があるのは財やサービスであるのに、現代はそれがわからなくなってしまった」、「買い物をするときに人とコミュニケーションがあったほうが楽しい」というような現代の経済に対する批判などである。また、「地域通貨には普通の人ではなく変わった人が参加する」、「誰でも(参加して)いいのであれば意味がない」というように、会員同士に同じ志向性を持っているという仲間意識があることも示唆された。さらに、「集落の人とはこのような(価値観の)話ができない」、「このような田舎では、新しいことを始めようとしてもしがらみがある」など、むしろ既存のコミュニティに対して否定的な印象を持っている会員もいることが明らかになった。

以上のことから、地域通貨によって構築しようとしているコミュニティは、従来の農山村にあるコミュニティではなく、特定の価値観に共鳴する人たちとのつながりである点が示唆された。

引用文献

湖中真哉「地域通貨はなぜ使われないか—静岡県清水駅前銀座商店街の事例—」『国際関係・国際文化研究』第3巻第2号、2005年、225～250頁

(連絡先：高野涼 a2314008@iwate-u.ac.jp)

地域づくりとジオパーク —限界集落にとっての認定地域とは?—

○加藤恵里 (千葉大学大学院)

はじめに

近年、ジオパーク認定の動きが世界各地で盛んである。日本でも、2015年9月現在、39地域の日本ジオパークが認定されている。日本でのジオパークの認定は2008年が最初であり、ジオパークの可能性や、地質に関する研究が多かったが、徐々にその運営方法や人材育成、教育など、より実践的な研究が増えている。そもそもジオパークは、地質遺産の保護に加え、教育・普及活動と、地域の持続可能な社会・経済発展に取り組みることが目的となっている。特に、地域の持続可能な社会・経済発展の期待は高くなっているといえよう。しかし、ジオパークに認定される地域も過疎高齢化が進んでおり、住民の取り込み方は考察を要する。特に、ジオサイトの周辺住民は重要な主体となるが、これらとジオパークの関係を考察している研究は少ない。

そこで本研究では、ジオサイトとなる地元の現状と、推進している主体の取り組みを比較し、ジオサイト周辺住民の地域づくりへのジオパークの生かし方を考察する。

調査地および調査の概要

調査地は、おおいた豊後大野ジオパークである。おおいた豊後大野ジオパークは、2013年9月に認定された。祖母山の景観や阿蘇山の火山活動によって地形を特徴としており、大分県豊後大野市全域がジオパークとなっている。豊後大野市は、大分県の南部に属し、人口は約3万8千人(2014年12月現在)、古くから農業を基幹産業に発展してきた。そのため、観光業の基盤はあまり整っていない。なお、大分県および豊後大野市ほか5市町は、祖母・傾山(ジオサイトのひとつ、国定公園)を主としたユネスコエコパークへの申請にも取り組んでいる。

本研究では、関係者への聞き取り調査およびジオサイトの地元となる豊後大野市緒方町旧H村が関わる行事への参与観察を行った。旧H村は、祖母山のふもとにある自治会である。祖母山の他、滞迫峡などのジオサイトがある。聞き取り調査は、2015年8月および10月に、行政職員(3名)、市民団体(2団体3名)、ジオガイド(2名)、地元住民(2名)に対して行った。参与観察として、2013年7月~2015年9月に、地元旧H村が関わる行事へ参加した(月1回程度)。

結果と考察

おおいた豊後大野ジオパークは、推進協議会を設立している。会長は豊後大野市長であり、事務局は、市の商工観光課と歴史民族資料館が請け負っている。また、市は、ガイド養成講座を開講しており、認定ガイドがツアーを請け負っている民間団体ともにツアーガイドをしている。認定ガイド38名であるが、居住地等で偏りがみられ、緒方町住民はガイドになっていなかった。

一方、旧H村では、様々な地域づくりの取り組みが行われえている。しかし、ジオパークを意識したものはみられなかった。ジオパークとは、文化面での関わりもみられたが、よそ者がいかに入って、ジオパークへ引き込むかが課題のひとつとなるだろう。

(連絡先: 加藤恵里 nowhere_dokodemonaitokoro@yahoo.co.jp)

高等学校の森林・林業教育を担う学科の現状と教育内容 —2014年林野庁による全国調査のデータをもとに—

○井上 真理子・大石 康彦（森林総研多摩）

はじめに

専門高校での森林・林業教育は、かつて林業科等の専門学科が全国的に存在し、専門的人材育成に貢献してきたが、学習指導要領（平成元年改訂）以降学科改編が進んでいる（1）。専門教育の目的は、技術者養成から将来の職業人としての基礎的・基本的な教育へと変わり（2）、教科書の記載内容にも変化が見られている（3）。しかし、森林・林業教育の教育実態は把握されていないことから、本稿では、高校での森林・林業教育の現状を明らかにすることを試みた。

方法

森林・林業教育に関する高校の現状は、「専門高校における森林・林業教育に関するアンケート調査」（林野庁研究指導課，平成26年，以下，アンケート）及び学校基本調査（平成26年度，文部科学省）もとに，学校の現状（生徒数，教員数等），演習林実習と教育内容，卒業生の進路等を分析した。アンケートは，森林・林業関係学科等（72校）へ郵送法で実施した（回答率100%）。

結果と考察

アンケートでは，森林・林業教育に関する高校72校（高校数4,963校），生徒数4,987人（高校生数334万人の0.15%）で，男女比が8:2であった。学校基本調査では，林業関連学科33校，生徒数2,864人で，1年次から森林・林業を学ぶ専門学科は半数弱に減ってきていた（2）。森林・林業関係科目の担当教員数は267人（1校平均3.7人）で，そのうち森林・林業関係大学等卒業者が112人（42%）に過ぎず，農業他分野の教員が過半数を占める状況となっていた。

演習林は70校が保有し，64校が活用していた（宿泊実習実施校17校，年間30日以上活用する学校15校）。森林・林業の教育内容（16項目）の実施率は，「森林科学」（71～88%），「森林経営」（51～67%），「林産物利用」（81～88%）であった。学校により林業土木や測樹，森林計画が教えてられておらず，中には森林・林業関連科目1科目（2単位）だけの学校もあった。

卒業生の進路（1,728人：平成25年度）は，就職率65%で，森林・林業系に15%（就職者197人，進学者68人）が進んでいた。森林・林業関係求人数は1校あたり平均4.6人であった。

なお本研究の一部は，JSPS 科研費 26285206 により実施した。

引用文献

- (1) 井上真理子・大石康彦「高等学校の林業教育における改革の状況と課題」『日本森林学会 2009年度秋季大会発表要旨集』，2009年，50～59頁。
- (2) 井上真理子・大石康彦「戦後の専門高校における森林・林業教育の変遷と今後の課題」『日本森林学会誌』Vol.95，2013年，117～125頁。
- (3) 井上真理子・大石康彦「戦後における専門高校「森林経営」関連科目の変化と課題」『日林誌』Vol.96，2014年，50～59頁。

（連絡先：井上 真理子 imariko@ffpri.affrc.go.jp）

Ecosystems and Public Land Management in the U.S.: An Overview

○Christian Crowley (U.S. Department of the Interior) •
Yoshiaki Shimazaki • Seiya Hirasawa • Shohei Hosokawa (Akita Prefectural University)

Introduction

This paper presents an overview of U.S. public land management practices and current issues affecting U.S. public land managers. We focus on the Department of the Interior (DoI), as the Federal department with the most extensive land-management mandate. We introduce the main agencies involved in public land ownership in the United States; we present some of the economic concepts involved in public land management; we summarize the economic impacts related to land-management activities of DoI; and finally we discuss three recent examples of DoI's public-land management efforts: (1) a restoration project following an inland oil spill; (2) a benefit-cost analysis of DoI's wildfire suppression activities; and (3) an examination of the costs of climate change for DoI resources in the Southeastern United States.

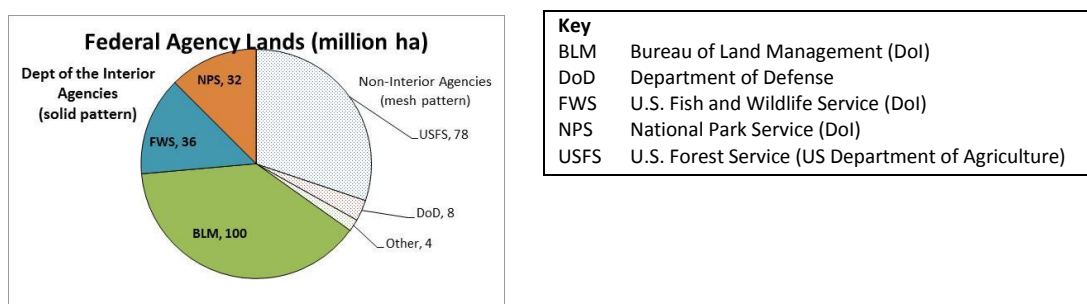


Figure 1. U.S. Federal Land Ownership, by Agency (million hectares)

Source: Gorte, R.W., et al. (2012) "Federal Land Ownership: Overview and Data." Congressional Research Service.

Economic benefits: maximizing public welfare from public lands¹

In FY 2014 production and activities on DOI lands were associated with about \$200 billion in value added, \$360 billion in economic output, and supported an estimated 2 million jobs. These impacts are related to a variety of natural resources and management activities, including for FY 2014: **Recreation** (423 million visits to public lands); **Fossil-fuel energy** (706 million barrels of crude oil, 4 trillion cubic feet of natural gas, and 421 million tons of coal); **Renewable Energy** (38 TWh of hydropower from DoI-managed dams, as well as electricity from renewable generating capacity on public lands: 8 GW of solar, 6 GW of wind, and 2 GW of geothermal plants); **Non-fuel minerals** (e.g., 2.5 million ounces of gold from public land in Nevada); **Grazing** (10 million AUMs of forage);² **Timber** (514 million boardfeet of sawtimber); and **Water** (deliveries for irrigation, and domestic, municipal and industrial use).

The economic impacts of these activities do not necessarily reflect their true social value. A variety of external benefits and costs are also considered in developing DoI's management policies. For example, leasing areas for oil and gas production, mining, or renewable energy production may reduce or eliminate other uses of the land, such as recreation or grazing. Market prices do not fully reflect these impacts, so DoI develops regulations to minimize adverse environmental impacts and internalize external costs where possible.

Acknowledgements: The authors thank the JSPS for their support as part of the Invitation Fellowship for Research in Japan [Long-term], which provided funding for the preparation of this paper.

(Contact: Yoshiaki Shimazaki yshimazaki@akita-pu.ac.jp)

¹ Source: DoI. (2015) "U.S. Department of the Interior Economic Report FY 2014."

² One AUM or "animal unit month" is the monthly amount of forage consumed by a 1,000-pound animal.

Assessing participation in community-based natural resource management: case of community pasture council, Yakawlang, Bamiyan, Afghanistan

○POYA Ghulam Hussain and TSUCHIYA Toshiyuki (Tokyo University of Agriculture and Technology)

Introduction

Natural resources make the foundation of livelihood for about 80% of the Afghanistan's population. About 45-70% of the country's territory is covered by rangeland (pasture), which is used for green grazing or harvested fodder for livestock and fuel. Lack of sound management associated with over-grazing, over-harvesting for winter fodder and fuel, and excessive rain-fed farming resulted nationwide pasture degradation. To address the issue, the government in mid 2000s shifted its policy from centralized government natural resource management to community-based approach, involving local community in management activities for pasture rehabilitation and sustainable use. Since then many piloting projects have been implemented to adapt this approach on the ground. Although short-term piloting projects have viewed success outputs in the field, successful implementation and adaptation of this approach to assure meaningful participation of local community in the long-term in the context of Afghanistan has remained doubtful. However, since the implementation of this policy, there has not been any research on participation of local community in CBPM at field level to assess how local community "participation" occurs in practice. On that basis, this study focuses on a Community-based Pasture Management (CBPM) project and considers Community Pasture Council (CPC) as a particular pertinent example of CBPM in practice to assess local community participation in pasture management in the field. The specific objectives of this study are to 1) understand in what level community representatives on CPCs are participated in management activities and 2) what are the perceived benefits and issues toward their effective participation.

Research Approach

The study was carried out in Yakawlang district, where 96% of the area is used as pastureland, Bamiyan Province, Afghanistan. Of 60 CPCs under the CBPM project, 32 were randomly selected for investigation. Face-to-face semi-structured interview was carried out with all 32 interviewees. Interview with key-informant and documentary research was also conducted to understand general aspects of community participation on policy process at national level. A theoretical framework which is derived from Arnstein ladder of citizen participation and developed by Dashler and Sock (1985) was used to assess the level of participation.

Research finding and discussion

Participation level of interviewees in four management phases (planning, implementation, monitoring and benefit sharing) was assessed accordingly into two categories as active and passive participation. In activities (problem analysis and decision-making) of the planning phase and activities (selection of monitoring staff and result of monitoring activities) of the monitoring phase, the interviewees stated their participation predominantly as passive. Management activities in both phases were controlled mainly by the supporting NGO. In the two other management phases, implementation (implementation of planned activities and monthly meeting) and benefit sharing (material benefits, and social benefits), the interviewees exhibited their participation as active. Although economic hardship and some social problems over pasture boundary identification was stated on participation, environmental benefits (decrease in flash flooding and avalanches), social benefits (awareness increasing, collective action), and institutional benefits (rules and regulations) due to CBPM were perceived by the most interviewees. Based on this research findings, it is concluded that participation of local community in management activities is good enough to reach the objectives of a short-term CBPM project in Yakawlang, but for active participation (cooperation and empowerment) the government needs to address the core issues (land tenure, economic) in the future.

(Corresponding: POYA Ghulam Hussain , hussian.poya7@gmail.com)

持続可能な林業経営と森林再生 —生態系サービスの概念を適用して—

○荒木一彰（京都大学大学院）

はじめに

本稿では、日本の森林再生を実現していくためには、日本の林業を持続可能なものにしていくことが重要であるという認識の下、エコロジー経済学でいう「生態系サービス」という概念を林業経営に適用することを提起することを目的とする。生態系サービスを林業経営に導入することで、林業経営が森林経営と同一視できるようになり、森林再生につながると考えている。

問題意識

世界的には、持続可能な発展に連なる「持続可能な森林経営 Sustainable Forest Management」の理念が広がって、さまざまな地域で基準が作られ、実践的な取り組みにつながっている。ここでは、Sustainable Forest Management は sustainable forestry としても認識されているが、日本においては、森林経営＝林業経営とは認識されないことが多いと思われる。日本ではまず、林業経営を森林経営に一致させることが重要であると考えられる。

分析

持続可能な林業経営を考えるに当たって、森林の多面的機能を総合的に捉えた「生態系サービス」の概念を適用することが望ましいことを明らかにする。生態系サービスという概念は近年のエコロジー経済学が提起したもので、環境と経済の両立を考えていく上で重要な視点である。これまでの日本の林業の場合、林野庁が地球温暖化防止に森林の二酸化炭素吸収を促進させようとした結果、現場の林業において、木材を切らないことを正当化する動きも考えられたが、近年では環境省との関係で、再び経済に重点を置き始めている。

日本のあるべき林業を構築していくにあたって、考えるべきことは、環境か経済かの二元対立ではなく、両者の調和である。そこに生態系サービスの概念が有効に機能すると考える。この概念は、生態系の持つ機能を多面的に把握するだけでなく、それぞれの機能がどのように関係しているかを明らかにするものだからである。現在、先進的な地域で、循環型の林業が促進されている。すなわち、「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の循環を地域単位で作り上げることが最も目指すべき方向であると考えられる。循環型林業は森林のもつ生態系サービスの価値を総合的に高められるものであり、それをいかに地域レベルで普及していくかが肝要である。

展望

現在、国レベルでは、森林・林業再生プランによって、林業が経済的に成り立つ仕組み作りが行われているが、林業経営自体が生態系保全と調和的でなければ、環境と経済の両方の持続可能性は低いと言わざるを得ない。そして、その悪影響を真っ先に受けるのは、森林の生態系サービスの恩恵を受けている地域住民であろう。林業の本来の姿である循環型林業に見られるように、地域住民が自ら主体的に林業を生業にできる地域産業の構築が求められる。そのために、経済学と財政学はどのように貢献できるかを考えていくことが重要であると考えられる。

（連絡先：荒木一彰 araki.kazuaki.77m@st.kyoto-u.ac.jp）

林業公社における共有名義分収造林契約の現状と 契約変更に向けた制度的手法

○福田 淳・川崎 秀親（林野庁）

はじめに

林業公社の経営は、木材価格の低迷等の社会情勢の変化や森林造成に要した借入金の累増等により、総じて厳しい状況にある。各地の林業公社では、経営改善に向けて、契約期間の延長と分収割合の見直しを内容とする分収造林契約の変更を進めているが、共有名義の契約については、名義人の一部が所在不明となり、契約変更を実施できない事態が生じている。しかしながら、共有名義の分収造林契約がどの程度あるのか、契約変更に向けて何が可能であるのかについては、必ずしも明らかになっていない。

調査方法

筆者らは、平成 27 年 3 月に、全国の林業公社を有する 27 府県を対象として、共有名義分収造林契約に関するアンケート調査を実施した。アンケートでは、共有名義による分収造林契約の現況を尋ねた上で、契約変更を円滑に行うために適用可能な制度的手法として、①「入会林野近代化法」の適用、②「認可地縁団体」の設立、③一定以上の名義人の同意による契約変更について質問した。

結果と考察

共有名義の分収造林契約は、全国 28 の林業公社に約 7,500 契約あり、そのうち、1/4 程度が集落の権利者全員（入会集団）を名義人とした「慣行共有名義」、3/4 程度が複数の個人所有地をまとめた「複数個人名義」であることが分かった。1 契約当たりの平均契約者数は慣行共有名義の方が多いものの、両者の契約変更手続きの進展状況の間に大きな違いは見られなかった。

慣行共有名義契約の相手方である入会集団については、「入会林野近代化法」により、構成員に所在不明者がいても、「離村失権」ルールを適用して、権利関係の整理を行うことが可能である。調査の結果、同法を適用可能な契約は一定程度あることが分かったが、世代交代等による所有森林への関心の低下により、適用可能性は相当限定的とみられる。

このような中、慣行共有名義契約の相手方の集落では、権利関係の整理のため、「認可地縁団体」を設立する動きがある。調査の結果、全国 28 公社のうち 15 公社 542 契約で、契約相手方の集落が同団体を設立していることが分かった。

一方、林業公社側では、民法による「全員同意」の原則に関わらず、一定割合以上の名義人の同意による契約変更を進める動きがある。調査の結果、全国 28 公社のうち 12 公社で、このような手法がとられていることが分かった。

共有物の取扱ルールは、憲法の財産権にも関連することから、当面は、極力リスクを下げながら、現実的な解決手法を模索していくことはやむを得ないと考える。

（連絡先：福田 淳 jun_fukuda@nm.maff.go.jp）

生産森林組合の実態と入会林野近代化政策の検討

○山下詠子（恵泉女学園大）

背景と課題

全国に約 3000 存在する生産森林組合は、その 8 割が入会林野近代化政策の受け皿として設立されているが、近年、いくつもの府県で組合の解散が大きく進んでいる。生産森林組合の解散をめぐっては、入会時代には不要だった法人税や法人事務・会計手続きが解散の直接的要因として挙げられている。一方で、所有・経営・労働の一致という生産森林組合の原則が現状に合致せず、生産森林組合制度の見直しをする時期に来ている。

課題と方法

本報告では、いくつかの事例より、現存する生産森林組合および解散組合の実態を把握し、生産森林組合が抱える課題を整理するとともに、組合を存続させるための方策、入会林野政策のあり方を検討したい。現地調査は、生産森林組合の数または解散数が多い、愛媛、大分、京都、高知、滋賀、福井、佐賀の府県において、2015 年 2～3 月に行った。

結果と考察

まず、解散に関わる問題として、解散後の森林所有名義が挙げられる。解散数の多い福井県、大分県、佐賀県、京都府のうち、大分県を除く 3 府県において、解散後の森林所有名義は認可地縁団体が最多であった。認可地縁団体名義へ移行するにあたり、入会権を考慮する団体はほとんど見られなかったが、移行後の森林管理活動は以前と変化していない。一方、大分県で多く見られた記名共有名義は、名義人の死亡に伴う登記変更が必要になるため、メリットが薄い。

次に、組合の解散事務手続きは複雑であるため、解散にあたり府県のサポートをどれだけ受けやすいかが、解散数に影響することが考えられる。また、組合員や地域住民から不満のない形で組合有林を次の受け皿へ引き継ぐためには、相応の技術・知識が必要といえる。

現存する組合の活性化については、組合運営の担い手確保、すなわち組合役員の世代交代が重要である。さらに、近年全国的に取り組みが進む企業等との協働による森林管理の可能性を模索することも考えられる。

生産森林組合に対する支援策としては、生産森林組合と府県や森林組合等の関係団体がより良い関係性を築くことが重要だと考える。また、府県、市町村レベルで法人税均等割の減免措置や助成金措置をとることは、組合の解散を減らすことにつながっていた。

最後に入会林野近代化政策については、入会林野整備によって生産森林組合を設立したことで、権利者の明確化にはつながったものの、組織の運営面をみると法人組織であることが組合の経営を確実に圧迫し、一方で生産森林組合制度に設けられた優遇措置は十分に活かされていない状況がある。入会林野整備事業を導入する目的を見極めた上で、生産森林組合だけではない様々な入会林野を政策対象として措定し、その中でこれまでの入会林野近代化政策を検討し直す必要があるのではないかと考える。

（連絡先：山下 詠子 yutaco@keisen.ac.jp）

自然資源管理における市民セクターの参加の領域 —都市林・鎌倉広町緑地を事例として—

○平原 俊・土屋俊幸（東農工大院）

はじめに

近年、自然資源管理において、NPO に代表される市民セクターが参加することの意義や必要性は自明のこととなりつつある。高齢化の進行による担い手不足や地方自治体の財政制約の深刻化を背景として、市民が直接的に管理にかかわる森林・里山ボランティアなどの活動に対し、行政側の期待も拡大してきている。しかしながら、自然資源管理にかかわるガバナンスにおいては、「いったい誰が何を具体的に担うのか」（宮内，2006）という点が重要であるにもかかわらず、市民セクターに対して行政が求めている役割は必ずしも明確ではない。

そこで本研究では、自然資源管理において市民セクターが担うことができる領域、あるいは、市民セクターが担うべき領域を明らかにすることを目的とした。

調査対象・方法

神奈川県鎌倉市にある約 48.1ha の「都市林」（都市公園の一種別）、鎌倉広町緑地における市民活動を調査対象とした。ここでは、1970 年代に発生した宅地開発に対する反対運動を契機とし、2000 年代以降、市民主体による維持管理活動が展開している（平原・土屋，2014）。さらに、2015 年の公園開園にあたっては市民組織が指定管理者受託を目指し活動を発展させており、鎌倉広町緑地の管理における市民セクターの立場と役割は時間の経過とともに変化している。

本事例について、市民組織による具体的な管理への参加内容を把握するため、2011 年 9 月以降、聞き取り調査を延べ計 27 名（市民 22 名、その他行政担当者等 5 名）、参与観察調査を計 22 回（意思決定の場 10 回、日常的な維持管理活動・イベント 12 回）実施した。

結果と考察

2003 年に発足した市民組織による活動は、都市林に広く市民がかかわる機会を創出するとともに、利用者目線に立つことで管理の質の向上に寄与していると考えられた。一方、指定管理者選定の過程からは、管理実務に関して市民組織のみで対応することの難しさが確認されるとともに、市民組織が事業体化を進めることは活動内容の単純化に繋がらうことも示唆された。

自然資源管理においては、管理に付随する責任とともに参加領域を無制限に拡大していくことにより、市民セクターに期待される本来的な役割が損なわれる可能性もあると考えられた。

引用文献

- (1) 宮内泰介「レジティマシーの社会学へ コモンズにおける承認のしくみ」『コモンズをささえるしくみ レジティマシーの環境社会学』新曜社，2006 年，1~32 頁
- (2) 平原 俊・土屋俊幸「都市林保全運動における市民のかかわりの変遷—鎌倉広町緑地を事例として—」『林業経済研究』Vol.60(3)，2014 年，1~12 頁

(連絡先：平原 俊 50014953005@st.tuat.ac.jp)